

『新点数運用 Q&A - レセプトの記載』 2016 年 4 月 1 日実施

正誤表

(2016. 4. 27 現在)

水色表示は前回（4 月 26 日付）からの追加分です

頁	訂正箇所	誤	正
42	上段、枠囲みの中に右記を追加	投薬の費用（処方せん料・外来受診時の投薬の費用も含む）	
80	左段、上から3行目	16. 向精神薬多剤投与の場合の薬材料 100 分…	16. 向精神薬多剤投与の場合の薬剂料 100 分…
84	左段、下から12行目と13行目	(処方料の外来後発医薬品体制加算) 28. 外来後発医薬品体制加算は、病院…	(処方料の外来後発医薬品使用体制加算) 28. 外来後発医薬品使用体制加算は、病院…
89	問1に右記を補足	編注：問いの文中に「E202 注4 心臓のMRI撮影を行った場合」と記されているが、実際には「E202 注3 MRI撮影について造影剤を使用した場合（つまり造影剤使用加算）」の誤りと思われる。	
140	左段、上から2行目	18. 問 1 2 ②の指導管理等やカルテ…	18. 問 1 5 ②の指導管理等やカルテ…

『新点数運用 Q&A - レセプトの記載』 2016 年 4 月 1 日実施

追補表

(2016. 4. 27 現在)

■印を付したものは、4 月 25 日以降に示された厚労省告示、通知及び事務連絡等による追捕です。

※厚労省による追加通知・告示(■で示したもの)により、本書による解説内容が変更となる場合があります。随時この正誤表に反映させるようにいたしますので、お手数をおかけしますが、保団連ホームページ(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)等でご確認いただきますよう、お願いいたします。

頁	訂正箇所	誤	正
■9	〈質問〉〈回答〉10	削除	
■9	〈質問〉〈回答〉11	削除	
■9	〈質問〉〈回答〉10 について右内容に置き換える。	〈質問〉 10. <u>認知症地域包括診療加算について、「同月に、当該保険医療機関において以下のいずれの投薬も受けていないもの」が要件とされているが、各月の最初の受診(再診)で投薬を受けていなければ必ず算定できると解釈されるのか。また、月の初回の受診時には算定要件を満たしていたが、その後、同月内の受診で算定要件を満たさなかった場合の扱いはどのようになるか。</u> 〈回答〉 10. <u>各月の最初の受診(再診)については、それ以前の投薬に関し当該受診の日まで薬剤数に関する要件を満たしている場合に限り、算定できる。月の初回の受診時に算定要件を満たしていたが、その後、薬剤数が増えたため算定要件を満たさなくなった場合には、その日からは当該加算を算定できないが、同月内の過去の受診に遡って加算を取り消す必要はない。</u> (平成 28 年 4 月 25 日厚労省事務連絡)	
■46	〈回答〉81②	②算定できる	②算定できない
■68	〈回答〉7	ISO15189 である。	ISO15189に基づく臨床検査室の認定について、「基幹項目」及び「非基幹項目」を対象として認定を取得することが必要。
■74	〈質問〉〈回答〉33	削除	
■196	〈回答〉37	① そのとおり。 ② 必要性に応じて各部署を巡回する。なお、<u>少なくとも各病棟を毎回巡回するとともに、病棟以外の各部署についても巡回を行っていない月がないこと。</u> (平成28年3月31日厚労省事務連絡)	① <u>全員で行うことが望ましく、少なくとも2名以上で行うこと。</u>そのとおり。 ② 必要性に応じて各部署を巡回する。なお、<u>各病棟を毎回巡回することとするが、耐性菌の発生状況や広域抗生剤の使用状況などから、病棟ごとの院内感染や耐性菌の発生のリスクの評価を定期的</u><u>に実施している場合には、少なくともリスクの高い病棟を毎回巡回し、それ以外の病棟についても巡回を行っていない月がないこと。患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署についても、2月に1回以上巡回していること。</u>少なくとも各病棟を毎回巡回するとともに、病棟以外の各部署についても巡回を行っていない月がないこと。 (平成28年4月25日厚労省事務連絡)

頁	訂正箇所	誤	正
■ 199	〈回答〉54	②の場合は合計3回以上面会の場合を設ける必要がある。①と③の場合は、各々の連携保険医療機関等と合計3回以上面会していればよい。	①の場合は、各々の連携保険医療機関等と合計3回以上面会していればよい。②の場合は、それぞれの連携保険医療機関等の職員と直接対面して業務上の意志疎通を行う必要がある。③の場合は、すべての連携保険医療機関等の職員と相互に十分な意志疎通を図ることができれば、要件を満たす。

最新の正誤表、追補表については、保団連 HP (<http://hodaanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していますので、ご確認ください。

保団連正誤表

検索

<http://hodaanren.doc-net.or.jp/>
